



妊婦健康診査及び乳児健康診査協定書

旭川市ほか208市町村（別記1～4のとおり。以下「甲」という。）と社団法人北海道医師会（以下「乙」という。）とは母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定する妊婦又は乳児に対する健康診査（以下「健康診査」という。）の実施とその費用の負担について、次のとおり協定する。

（健康診査の種類）

第1条 健康診査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 妊婦一般健康診査
- (2) 妊婦精密健康診査
- (3) 乳児一般健康診査
- (4) 乳児精密健康診査

（健康診査の実施の方法）

第2条 乙は、乙に加入する医師が所属する医療機関（以下「医療機関」という。）において、甲の交付する健康診査に係る受診票を提示した妊婦又は乳児に対し、「健康診査実施要綱」及び「医療機関に委託して行う妊婦健康診査及び乳児健康診査実施要領」に基づき、健康診査を行うものとする。

（費用）

第3条 健康診査に要する費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 妊婦一般健康診査又は乳児一般健康診査に要する費用の額は別に定める国庫補助基準単価の額とする。
- (2) 妊婦精密健康診査又は乳児精密健康診査が、医療保険等の給付として行われた場合においては、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算定した額から、保険者が負担すべき額を控除した額とする。
- (3) 妊婦精密健康診査又は乳児精密健康診査が、保険医療機関以外のものによって行われた場合、その他医療保険等の給付としてではなく行われた場合においては、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算定した額とする。
- (4) HBs抗原検査を行い、HBs抗原陽性と判明した妊婦に対して、検査結果及びB型肝炎母子感染防止に必要な事項を記載した書面を交付し、同事項について保健指導を行った場合においては、保健指導料として妊婦1人1回限り別に定める国庫補助基準単価の額とする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 医療機関は、健康診査に要した費用を、受診票を交付した甲に当該受診票又は受診票を添付した請求書により請求するものとする。ただし、前条第3号の規定のうち乳児精密健康診査に係る費用については、消費税及び地方消費税相当額を加算した額を請求するものとする。

2 甲は、前項の適正な請求を受けたときは、その内容を確認の上、請求を受けた日から起算して30日以内に健康診査に要した費用を医療機関に支払うものとする。

(協定に定めのない事項)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義のある事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成9年4月1日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から1箇年間更新されたものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 9 年 4 月 9 日

甲 旭川市長ほか208市町村長
代理人 北海道知事 堀 達



乙 北海道医師会
会長 吉 田

